

## 【臨時監査—業務分野】

### 「災害、事故、不祥事等に関する危機管理体制の整備に対する取組」

## I. 監査の概要

### 1. 主な監査項目

- (1) 危機管理に関する基本的な考え方
- (2) 危機管理の推進体制とその内容
- (3) 危機管理事象への対応施策と防止施策

### 2. 監査の方法

#### 2. 1 監査の方法

既存資料による事前調査とともに、予め通知した質問項目に従って調査対象部門の部門長（部局長・本部部長）、担当教員、事務（部）長、課長、グループ長及び掛長を対象に面談した。

#### 2. 2 監査の実施調査先

- ①11/28（月）施設部
- ②11/30（水）東南アジア研究所  
学務部
- ③12/7（水）総務部
- ④12/14（水）医学研究科・医学部  
農学研究科・農学部

## II. 監査結果

### 【全学の取組—総務部、学務部、施設部】

#### 1. 危機管理に関する基本方針

- (1) 危機管理に関する基本的な考え方は平成19年6月に制定された「京都大学災害等危機管理対応指針」に明文化されていたが、平成23年11月に「京都大学危機管理規程」として新しく制定された。
- (2) 「京都大学危機管理規程」では、危機の定義、危機に対する四つの基本方針（未然予防、構成員の安全最優先、財産の保護、事業の継続・再開）、危機管理体制等が定められている。

#### 2. 危機管理の体制

##### 2. 1 全学の体制

「京都大学危機管理規程」の制定によりつぎのことが進められていくことになっている。

- (1) 総長を統括責任者とし、本学全体の危機管理体制の整備充実を推進する危機管理担当理事が置かれることに加え、危機管理事象毎の危機管理については事象毎の担当理事が所掌する。
- (2) 事象が発生したときは、発生規模（3レベル — 単独部局対応、複数部局対応、全学対応）に応じて対応組織を設置する。
- (3) 危機管理担当理事を委員長とする危機管理委員会（6名の理事・機構長、5名の部局長、4名の本部部長等）を常設し、全学における危機管理の重要事項を審議し、第一回の委員会を平成24年1月に開催する予定である。これまでも平成19年度に制定された「京都大学災害等危機管理対応指針」による全学の危機管理会議が設置されていたが、これまで開催されてこなかった。

## 2. 2部局の体制

現在の「京都大学災害等危機管理対応指針」では、「本部事務組織災害等危機管理計画」をモデルとして部局における危機管理体制は、部局毎の内容に応じて作成した災害等危機管理計画で定められている。新規程ではより具体性を高め、部局の長を責任者とする「部局の特性に応じた危機の未然防止対策」「部局固有の危機対応に必要な資機材の整備」「危機発生時の緊急連絡体制（非常召集体制）」「部局対策室の編成」「訓練研修」等を織り込むことが計画されている。

## 3. 危機管理の内容

### 3. 1 危機管理計画

- (1) つぎの順序で危機管理計画を作成していく予定であるが、策定の目標時期は決まっていない。
  - i) 危機管理基本計画を危機管理担当理事が策定する。
  - ii) 事象別危機管理計画を当該事象担当理事・機構長が策定する。
  - iii) 部局危機管理計画を各部局長が策定する。
- (2) 今後策定される各部局の「危機管理計画」の経過措置として、「京都大学災害等危機管理指針」に基づき部局ごとに策定されている災害等危機管理計画は、今後危機管理委員会において危機管理基本計画及び事象別の危機に対応した危機管理計画が承認されるまでの間、現状のまま運用を継続するものとし、見直し、修正等については、その後に行うこととしている。

### 3. 2 危機の種類

- (1) 平成19年度に調査した大学のリスク分析によれば、つぎのとおり把握されている。
  - i) リスクの内容は災害、施設、業務、情報、不祥事・犯罪、事件・事故、健康、環境汚染の8種類で96項目が把握されている。
  - ii) 各項目については担当部門が決められていることに加え、リスクの評価がなされている。最もリスクの高い項目は、台風・洪水による建築・工作物への被害とソ

フトウエアーの不正コピーである。

- (2) リスク分析シートについてさらに精査し、危機管理委員会において大学全体の危機管理の方向性等を決定し、同委員会のもとに設置する専門委員会において各危機に対する対応の検討を行い、各種マニュアルを作成する計画である。

### 3. 3 緊急連絡網の作成

- (1) 現在の指針では、各部局毎に緊急連絡網を作成することとしており、緊急事態（災害等の危機を含む）には、部局緊急連絡網を使用し本部へ連絡を行う体制となっている。本部への連絡は「緊急事態発生時の役員等への連絡網（勤務時間外）」に定められており、発生部門の課長よりリスク管理課長へ連絡し、リスク管理課長より担当理事（機構長を含む）及び本部の各担当部門へ連絡することとなっている。平成 22 年度のこの緊急連絡網による連絡案件はなかった。
- (2) 「京都大学危機管理規程」においても原則的には指針と同様であるが、その例外として、京都市や宇治市で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、緊急連絡網によることなく、予め「危機対策本部要員」「部局対策要員」に指名されている者は自主的に（自動的に）非常参集することとしている。
- (3) 東日本大震災における学生、教職員の安否確認の方法と確認実績は次のとおりである。
  - i) 学生については、各部局毎に①京都大学教務情報システム KULASIS（クラシス）を利用したメール②4 月初めの履修登録時の確認及び教員による確認（ゼミ等）③本人及び実家への電話等の方法により確認を行い、教職員については、出勤による確認（休暇等の場合は電話確認）を行った。
  - ii) 全員の安否確認が完了した時期については、教職員 4 月 19 日、学生 6 月 7 日であった。

## 4. 各種危機管理施策の実施

全学の危機管理は危機の事象によって本部の各部が所掌している。主な危機管理施策は次のとおりである。

### 4. 1 地震・火災等の災害に対する施策

#### 4.1.1 初動マニュアル及び事業復旧・継続計画の作成

- (1) 地震災害を対象とした「危機管理計画（地震編）」及び当計画の内容に沿って地震発生時の初動行動についてのマニュアルを検討し、平成 24 年度中に完成する予定である。
- (2) 事業継続、早期復旧のための計画については、第一段として京都市震度 6 強の地震災害シナリオに基づく発災後 3 日間の対応（初期対応）について作成し、役員戦略会議に報告した。第二段としてのその後の大学機能回復（授業・研究再開等）計画については検討を進め、第二期中期目標・中期計画期間中に完成する予定で

ある。

#### 4.1.2 防災訓練の実施

災害時に活動する自衛消防隊（吉田キャンパス自衛消防隊・病院構内自衛消防隊）に対して左京消防署指導のもとに研修会（防火・防災教育）及び屋外消火栓操法訓練・屋内消火栓操法訓練を行っている他、教職員についても防災・避難訓練を行っている。平成23年度実績（ただし、平成23年4月～平成23年12月）は次のとおりである。

キャンパス名	構内名	回数	参加人数
本部	北部	3回	480名
	本部	9回	534名
	吉田南	1回	70名
	医学部	1回	100名
	病院	2回	110名
桂	Aクラスター	1回	200名
熊取	—	2回	210名
宇治	—	2回	280名

#### 4.1.3 備蓄食糧、防災資材の管理

災害発生時における備蓄食糧、防災資材の管理運営体制の整備として、平成21年度に震災等の大規模災害に備えた物資の備蓄・配備をつぎのとおり行った。

- (1) 備蓄食糧、防災資材については、全学を7地区（吉田、宇治、桂、病院、熊取、犬山、大津）及びそれ以外の隔地施設に区分して行った。
- (2) 備蓄食糧は教職員（有期雇用職員・学生数は含んでいない）の30%を対象に3日分の備蓄・配備を行った。本部構内の備蓄食糧、防災資材については、ほとんどの物資を東日本大震災の救援物資として平成23年3月に送り届け、その補充（4.3百万円）を平成23年度中に行うこととしている。
- (3) 平成23年度第二期重点事業実施計画において、初動救助活動に必要となる備蓄食糧、防災資材等についても、平成23年度から計画的に整備を行うこととしている（平成23年度13.4百万円、平成24年度8.2百万円、平成25年度1.1百万円）。

#### 4.1.4 情報関連施策

事業継続、早期復旧のための情報関連施策として、災害時の大学業務基幹業務システムの事業継続(BCP)機能の強化を図るために、災害対策用バックアップシステムの導入を検討し、予算を確保、現在、調達中である。

#### 4.1.5 耐震化施策

生命の安全性確保を第一とした安全・安心な環境を整備・充実し、京都大学における事業継続（教育・研究・医療等）に必要な機能を確保し、施設全体の再生及び財産の保護を旨とするため、つぎの施策を進めている。

- (1) 平成 18 年度に「京都大学耐震化推進方針」を作成し、具体的なアクションプランを定め、施設整備費補助金等により耐震化を進めてきており、平成 23 年度末で耐震化率は 88%に向上する。併せて平成 18 年度に策定した「京都大学耐震化推進方針」について、東日本大震災等も受け、平成 23 年度中に見直す予定である。
- (2) 耐震化が完了するまでには長い時間が必要であることから、主要団地においては「京都大学施設の耐震性能」としてまとめ、配置図において耐震補強が必要な建物を毎年ホームページ上で公表するとともに、「耐震性能の低い建物が耐震化されるまでの当面の安全性確保について」の資料も作成し、注意喚起するとともにホームページ上で公表している。

#### 4.1.6 東日本大震災を受けての緊急安全点検

平成 23 年 7 月に非構造部材と実験設備の緊急点検・改善について全学に依頼を行った。点検結果は 12 月に部局長会議で報告した。併せて点検の回答が不明又は異状があった部分について、施設系技術職員による詳細点検を行っているところである。基本的に平成 24 年度末までの改善完了を目指して、異状があった部分について、施設所有者である部局に改善対策の実施を要請しているところであり、平成 24 年 2 月頃に、改善予定時期についてフォローアップ調査を行う予定である。大規模な改善が必要なもの等で部局により改善が難しいものについては、施設整備費での概算要求及び本部経費等において改善していくことも検討が必要だと考えている。

#### 4.1.7 非常時電源確保のための施策

大規模震災により電源が長期間喪失した場合に、附属病院等の機能維持に最小限必要な電源を確保するため、平成 24 年度概算要求で基幹・環境整備として必要な発電機関連の要求を行った。実施に向けた詳細な検討（検討内容：容量、信頼性、燃料方式、コスト、環境面、運転時間、ピークカット運転等）を行うため、部局を含めた発電機等の検討 WG を立ち上げ、平成 24 年 3 月に検討案を纏めあげる予定である。

#### 4.1.8 被災大学等への調査活動

今後、東日本大地震の被害を受けた大学の調査を行い、次のことについて検討して平成 24 年度に実施していく予定である。

- ①学生・教職員の安全対策
- ②建物被害がある状況下での「帰宅困難者の避難所」の設置場所
- ③建物被害、ライフライン被害が大きい状況下での「飲料水提供」「トイレ対策」
- ④自衛消防活動用の設備器具
- ⑤エレベーターに閉じ込められた者用の備蓄
- ⑥他大学との応援協定

#### 4. 2 学生に対する施策

##### 4.2.1 法令違反等の不祥事防止に関する施策

- (1) 法令遵守、自転車のマナー、盗難防止、飲酒、薬物乱用防止等について、「学生便覧」及び本学ホームページで周知しており、新入生に対しては、初年次教育のプログラムにも織り込んでいる。
- (2) 事案が発生した場合は、その都度、担当理事より注意喚起をホームページで呼びかけるとともに、必要により担当理事より全部局長に学生に対する指導の徹底を通知している。また、学生に対する注意喚起等については、事件・事故の発生状況、他大学での取り組み等を参考としつつ、その内容の見直しを行っている。

#### 4.2.2 学生生活上の災害・事故の防止に関する施策

- (1) 交通安全、防犯活動の一環として、下鴨署管内の「6大学安心・安全ネットワーク会議」が開催され、盗難等の状況の把握、警察や大学間での意見交換を行っていることに加え、平成22年度に「川端署・京都大学連絡会議」、「東一条ステーション」が発足し、所轄の警察署や近隣の交番、地域住民と連携した対応に努めている。
- (2) 平成21年度から、自転車のマナーや二重ロックを呼びかける街頭啓発活動を、川端警察署、下鴨警察署、京都市役所、地域住民と協力して、本学正門付近、近隣の交差点等において月1回程度実施している。
- (3) 学生寮における消防訓練は毎年実施しており、平成23年度は熊野寮、吉田寮で実施し約80名（参加率約15%）が参加した。
- (4) 学生の事件・事故に関する発生事案については、全学学生生活委員会（10回／年開催）で報告、情報交換している。
- (5) 学生の事故に対して、各課程の新入生を対象とした学生教育研究災害傷害保険（学研災）への加入促進を図ってきたが、平成23年度より「原則全員加入」という方針を決定し、加入案内、学生便覧、本学ホームページに明記するとともに、学部学生の入学案内に加入案内と「加入のしおり」を同封し、加入促進を図り、加入状況は次のとおりとなっている。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
学部入学生	74%	66%	76% (+10ポイント)
修士入学生	57%	59%	69% (+10ポイント)
博士入学生	49%	44%	55% (+11ポイント)
合計	64%	60%	70% (+10ポイント)

注：平成23年度は10月末現在。（ ）内は対前年度の加入率に対する増減  
 また、平成22年度以降の新規組合員募集を停止した「京都大学学生健康保険組合」の財源を活用して、平成24年度からの学生教育研究災害傷害保険の加入を促進する施策を計画している。

#### 4.2.3 入試の不正行為の防止に関する施策

- (1) 平成23年2月に行われた個別学力検査において生じた不正行為を受け、入学試験

調査・検証委員会を設置し検証を進めてきた。

- (2) 試験場設置、監督の方法、受験者への周知方法の観点より再発防止策をまとめ、平成 23 年 11 月に記者発表及びホームページで公表した。

#### 4. 3 労働災害等事故に対する施策

##### 4.3.1 労働災害等対策

- (1) 事故・労働災害等の報告について周知徹底し、また、その要因・対策の分析を行い、再発防止に繋げるよう取り組んでいるが、平成 23 年度は、併せて過去 5 年の事故・労働災害などの情報を公開した。
- (2) 重大事故や頻発事故（平成 22 年度はフッ酸事故、平成 23 年度は実験室での保護メガネの着用の徹底）については、事故原因の特定や対処方法を部局長や安全衛生担当等に通知している他、頻発事故については、事故事例集としてまとめ、衛生管理者講習会や安全衛生事務担当者講習会等で説明している。

##### 4.3.2 感染症対策

感染症対策については、平成 21 年度の新型インフルエンザの流行に対応した実績から、感染症対策会議及びインフルエンザ対応専門家グループを組織するなどの必要な措置を速やかに講じる体制を整備している。

##### 4.3.3 節電対策

節電プログラムを作成し、フェーズ 0～5 までの対応策を策定している。平成 23 年夏はフェーズ 1 までの対応により最大電力を 15%以上削減した。

##### 4.3.4 PCB対策

PCB保管の状況について、管理部局（25 部局）に対して再確認の実施の通知を行い、適正な管理を行っている。また、PCB処理についても平成 23 年 12 月に約 119 百万円の処理費をかけて電力コンデンサ及び PCB 試薬の所定量の 98%に相当する高濃度 PCB を処理した。

ただし、蛍光灯の安定器内の高濃度 PCB 及び電源トランス等の低濃度 PCB については、各保有部局の適切な保管管理と法令に基づく定期報告の継続が必要である。

##### 4.3.5 アスベストへの施策

アスベストの種類によって、次のとおり対策が実施されている。

- (1) 飛散性アスベストは、作業方法等を通知した。
- (2) 吹きつけアスベストについては、現有しないことを確認している。
- (3) 実験機器に含有するアスベストの処分については、平成 24 年 2 月頃に環境安全保健機構内にアスベスト問題専門小委員会を立ち上げ検討する予定である。

##### 4.3.6 安全衛生等の事故の予防に対する施策

- (1) 全教職員に配布している「安全衛生管理指針」の改訂を行うとともに、「労働安全衛生事務担当手順書」の改訂に取り組んでいる（平成 23 年度末配付予定）。改訂

方針として法令遵守のみではなく、構成員の安全なキャンパス環境確保に向けて積極的な行動を啓発できるものを目指すこととしている。

- (2) 安全関係の教育訓練を毎年実施してきているが、平成 23 年度は非常勤職員等の雇入れ時講習会を新たに開始し、平成 23 年度に 2 コースを開催し、264 名の非常勤職員等が受講した。個々の研修については、都度アンケートを取り必要な改善に取り組んでいる。
- (3) 安全推進イベントとして、「全国安全週間」に併せて各部局に対して自主的な各種安全管理推進の取組を推奨した。その結果、吉田事業場では、36 部局中 19 部局から 43 件、7 事業場中 5 事業場からの安全管理推進に対する取組事例の報告を受けた。そのうち、再生医科学研究所、iPS 細胞研究所の「整理整頓活動と化学薬品管理」の取組を環境安全保健機構長より表彰した。
- (4) 作業や実験における事故・労働災害等の減少を目指すべく、平成 23 年度から教職員の危険への感受性を高め、安全意識の向上を図るために危険予知トレーニングの導入に取り組んでいる。農学研究科とエネルギー科学研究科で試行しているが、結果を検証し全学への導入計画を立案する予定である。

## 【部局の取組 — 東南アジア研究所】

### 1. 危機管理に関する基本方針と体制

#### 1. 1 基本方針

- (1) 平成 19 年 6 月の「京都大学災害等危機管理対応指針」に基づき、本研究所と密接に関係する他の隣接部局（大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、地域研究統合情報センター、アフリカ地域研究資料センター）とも連携し、平成 19 年 11 月に「部局災害等危機管理計画」を策定している。
- (2) 研究所ならびに隣接部局では、国際交流が盛んであり、海外渡航者が多いことから、次のとおり海外出張中の研究活動における危機管理に注力している。
  - i) 海外出張者に際しての緊急時の部局の対応策としての「緊急対策マニュアル」を平成 19 年 9 月に作成している。
  - ii) タイ（バンコク）及びインドネシア（ジャカルタ）の海外連絡事務所（各 2 名の体制）を対象に、平成 20 年 9 月に「京都大学東南アジア研究所海外連絡事務所（タイ・インドネシア）危機管理計画」を作成している。

#### 1. 2 体制

- (1) 危機レベルに応じた体制が定められており、レベル 2 の場合は、当該部局長を対策本部副本部長に派遣する。
- (2) 危機レベルにかかわらず、研究所長を室長とする対策室を設置し、対策の実施・情報の収集、整理分析・情報の提供等を行うが、海外で緊急事態が発生した場合は部局内に緊急対策本部を設置する（平成 19 年以後の対策室・対策本部設置実績



- 1件)。
- (3) 特定の危機事象については次のとおり定められている。
- i) 火災時については、「京都大学東南アジア研究所、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、地域研究統合情報センター及びアフリカ地域研究資料センター消防に関する内規」を策定し、連絡先、自衛消防組織、手順等について定めている。
  - ii) 情報セキュリティ関係では、「東南アジア研究所情報セキュリティポリシー」を策定し、インシデント発生時の対処手順について定めている。

### 1. 3 緊急連絡網

- (1) 発見者や通報連絡者は、所長に第一報をいれ、副所長、事務長の順位で連絡し、以下は「東南アジア研究所緊急連絡網」に基づき連絡する。
- (2) 不祥事発生の際は、総務部広報課作成の「緊急の報道対応が必要になった場合の連絡体制」に従い、広報課と情報共有のうえ、協調して対応する。

## 2. 危機管理施策の実施

### 2. 1 これまでの危機管理事象

- (1) 平成 20 年 12 月に招聘研究者が帰国時に虚血性心疾患により急逝した案件に対して、日本とバンコクにそれぞれ対策本部を設置し、遺体については現地に搬送し、家族に引き渡して現地での葬儀に助力した。
- (2) 平成 22 年及び平成 23 年に発生したインドネシア出張職員（各 1 名づつ）の Dengue 熱感染に対して、ジャカルタ事務所の所員と研究所の Dengue 熱に詳しい教員との連携により、重篤な事象に至ることなく完治した。
- (3) 平成 22 年 7 月 24 日に発生した落雷による東南アジア研究所本館及び稲盛財団記念館の自動火災報知設備及び関係機器の故障に対し、緊急連絡網によって休日呼び出しがなされ、対応の結果 7 月 27 日には全て復旧した。
- (4) 平成 23 年 7 月に発生した東南研東棟の夜間の現金盗難事件に対して、リスク管理課及び京都川端警察署に通報後、警察による現場検証を行った。個人情報紛失の調査を行い、PC・USB 関係の盗難はなかったことを確認した。
- (5) 平成 23 年のタイの広範囲にわたる大洪水に対して、バンコク事務所の駐在教授から、本研究所及び隣接する他部局からの渡航者は全員無事が確認できている旨電話連絡があり、正確な情報を基に冷静な対応を行うことができた。

### 2. 2 危機管理の具体的施策

#### 2.2.1 災害、事故

- (1) 教職員が海外渡航する際には海外旅行傷害保険に加入することを義務付けており、その徹底を図るべく「海外渡航緊急連絡先届」の保険加入記載欄で保険加入の有無を確認し、未加入者に対しては、出張担当者が趣旨説明のうえ加入を依頼している。

- (2) 日本アイラック株式会社と契約し、危機管理支援システムに加入している。付保内容は24時間対応の緊急事故受付、緊急事故処理対応時のアドバイス及び人的支援等の支援の他、事故対応費用の支給（300万円上限）である。
- (3) 平成22年11月、東南アジア研究所所員会議において、デング熱の予防とその対応について説明を行った（出席者21名）。
- (4) 「アジア・アフリカ地域研究研究科 学生便覧」及び「ASAFAS ホームページ」に【臨地研究マニュアル】を掲載し、フィールドワーク等で海外渡航する際のガイドラインを提供している。
- (5) 労働安全衛生法施行規則に基づき、毎週1回、チェックリストに基づき3棟の巡視を行っている。
- (6) 盗難事故発生後、平成23年7月に全教職員に対して、盗難防止の啓発メールとともに、平成23年8月に東棟1階窓ガラス等に防犯センサーを設置した。

#### 2.2.2 学生の事故について

- (1) 「アジア・アフリカ地域研究研究科 学生便覧」及び「ASAFAS ホームページ」に【臨地研究マニュアル】を掲載し、フィールドワーク等で海外渡航する際のガイドラインを提供している。
- (2) 海外渡航する全ての学生に、「海外渡航（願）」の提出を義務付け、届出のあった渡航については、全期間、渡航先をデータベース管理しており、海外で災害等に遭った場合は迅速に安否確認が可能となるよう、確認・連絡体制を整備している。
- (3) 学生に対しても新入生オリエンテーション等により、保険加入の説明を行っており、平成23年度の加入率は80%である（平成22年度は加入率69%）。また、救援活動支援として、日本アイラック危機管理支援システムに加入するなど万が一の際のバックアップ体制も完備している。

#### 2.2.3 不祥事について

例年、教職員を対象に、外部資金の適正執行の啓蒙・不正経理の防止に関する説明会を実施しており、平成23年度は5月に「科学研究費補助金に係る会計処理説明会」（出席者31名）、11月に「研究経費適正執行説明会」（出席者31名）を開催した。

#### 2.2.4 東日本大震災の安否確認

- (1) 平成23年3月16日の本部からの指示により、安否確認を行った結果、同日中に全教職員（83名）の安否確認ができ、防犯・防災管理センターへ報告した。
- (2) 安否確認の方法は、所属全教職員にメールにより照会し、未回答者に対しては事務部門から電話にて確認した。

### 3. 危機管理施策の計画・検討

#### 3.1 災害について

- (1) 本研究所に係る備蓄食糧、防災資材は、「吉田地区薬学部構内」の備蓄食糧、防災

資材として、薬学研究科にて保管されている。

- (2) 災害等の緊急事態に本研究所及び隣接部局が統一した行動が可能となるような訓練とすべく、消防署と打ち合わせ、12月19日に新しい消防訓練を実施した。
- (3) 事務部ファイルサーバに関しては、2つのハードディスクで同時記憶しており、バックアップも毎日とっているが、財政面で余裕ができた場合を想定し、円滑な運用のため、より高いスペックのサーバの導入を計画している。
- (4) 通信手段については、複線化しているが、無線 LAN・B モバイル等の活用も積極的に検討している。

### 3. 2 学生の事故について

学生教育研究災害傷害保険について、新入生オリエンテーション等によるアナウンスにより、加入率は上昇傾向にあり、さらに強く保険加入を依頼するとともに、臨地研究マニュアルにより、海外渡航時のガイドラインを提供しているが、昨今の海外情勢に鑑み、一層の周知に努め、有事の際のリスク管理に備える。

## 4. 危機管理上の課題と方策

- (1) 「海外から持ち込まれるパソコンに混入が想定される違法ソフトやウイルスに対する防止策として、本研究所の LAN への接続を許可しない」旨の通知を、来日後に周知していたものを、来日前に周知し、より一層徹底することとした。
- (2) つぎのとおり、財政面での課題を抱えている。
  - i) 海外渡航時には危機管理支援システムに加入しているが、最低限の保障となっており、財政面で余裕 (550 千円)があれば、対象を招聘者へも拡大するほか、より内容の濃い支援内容 (保障限度額の充実等)のものとしたい。
  - ii) 防犯センサー、擬似防犯カメラも、ホームセンターで格安で購入した最低ランクのものであり、防犯対策としては不十分な状況である。
  - iii) 安全衛生管理法に基づく巡視の結果に対して改善するための財源が不十分なため処療法的な措置しかできていない。
  - iv) 各種危機管理関連のマニュアルを外国人研究者に徹底するための英文化に大きい負荷を取られている。

## 【部局の取組 — 医学研究科・医学部】

### 1. 危機管理に関する基本方針と体制

#### 1. 1 基本方針

危機の予防、不可避な危機の被害を極小化するための対策及び危機の再発防止対策により、医学研究科の構成員の生命・身体及び財産を保護することを基本方針とし、平成19年9月に作成した「部局災害等危機管理計画」の目的に同趣旨が謳われている。

## 1. 2 管理体制

- (1) 災害（火事、地震等）発生時は所定の「医学研究科等の消防（防災）体制」及び「京都大学医学部構内消防計画」により対応する。大規模地震発生時は平成 21 年に作成されている「京都大学災害発生時行動計画（消防計画書）」により対応する。
- (2) その他の危機については、研究科長、関係教員と事務部内関係課・室において対応する。

## 1. 3 緊急連絡体制

### 1.3.1 災害・事故

部局全体の緊急時連絡体制と建物（棟）単位の緊急時連絡体制を構築して、研究室での緊急時も含めて対応している。

- (1) 部局全体の緊急時連絡体制は、医学部構内及び病院西構内（分子生物実験研究棟）の連絡網を連絡担当者及び医学研究科の各研究室（43 分野等）に配布している。また、医学部構内の建物にスペースを持つ 5 部局と病院西構内のスペースを持つ 5 部局等にも配布して緊急時の連携を図っている。
- (2) 建物（棟）単位の緊急時連絡体制は、15 棟分の連絡網があり、入居研究室の連絡担当者に配布している。

### 1.3.2 不祥事等

- (1) 教職員の不祥事に関しては、情報入手者等が事務部に連絡し、研究科長、事案毎の関係教員及び事務部の管理者が相互に連絡を取ることとなっている。
- (2) 学生に関する事故・不祥事については、情報入手者等が事務部に連絡し、研究科長、関係教員（教育担当副研究科長、教育体制委員長、医学教育推進センター長等）及び関係事務職員が相互に連絡を取ることとなっている。

## 2. 危機管理施策の実施

### 2. 1 これまでの危機管理事象

- (1) 平成 22 年 1 月、動物実験施設内実験室での麻酔薬ハロタンによる労働災害（入院加療後職場復帰）に対して、緊急の動物実験委員会と安全衛生委員会を開催し、ハロタンの使用禁止を決定するとともに各分野への注意喚起と再発防止のための啓発を行った。同年 4 月、労働基準監督署の是正勧告書に対して是正報告書を提出した。
- (2) 平成 23 年 9 月、台風による構内の電線への倒木に対して、緊急時連絡体制による休日出勤を行い、同日に倒木伐採により危険を除去した。
- (3) 平成 23 年 11 月、学生会館で学習していた学生個人のパソコンの行方が分からなくなったことに対して、事務職員がパソコンを捜索するとともに、館内の学生に不審者の有無等について調査したが、有力な情報は得られなかった。事務部から医学科の学生全員にメールにより盗難の注意喚起を行った。

## 2. 2 危機管理の具体的施策

### 2.2.1 災害について

医学部構内消防計画に基づく消防訓練と防災訓練を兼ねる訓練を、医学研究科及び医学部構内にある部局の教職員、学生等を対象に、年1回実施している（平成22年度85名参加、平成23年度90名参加）。

### 2.2.2 事故について

- (1) 労働安全衛生法に定める雇入れ時教育訓練を兼ねて、年1回「安全衛生関係説明会」を開催し、安全衛生関係法規、京大安全衛生管理指針及び注意事項等について説明・注意喚起を行っている。
- (2) 学生の事故に対する施策はつぎのとおりである。
  - i) リスク内容に応じて、掲示、メールで周知を行っている。また、大学院では、研究室単位で周知を行っている。
  - ii) 医学部医学科は病院実習があるため、学研災の他に付帯総合保険への加入も義務付けている。新入生の加入状況は、平成21年度 95%、平成22年度 76%、平成23年度 91%である。
  - iii) 学生の安否に関する確認体制は、学部学生については、事務部が担当しメール、電話等で行い、大学院生については各研究室がメール、電話による方法で行っている。
  - iv) 海外渡航の場合、部局として危機管理システム（保険）に加入している。

### 2.2.3 不祥事について

- (1) リスクを予防すべく、学生、教職員への啓発としてつぎのことを行っている。
  - ①「研究費使用ハンドブック」の配布。
  - ②全教職員対象に会計事務説明会の開催。
  - ③新入生ガイダンス、臨床実習前ガイダンスでの倫理・人権教育。
  - ④臨床教授懇談会時の実習施設における実習生へのハラスメント防止の注意喚起。
  - ⑤「利益相反マネジメントポリシー」「同実施要項」のホームページへの掲載。
  - ⑥「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」の配布。
- (2) 産官学連携活動上起こりうる利益相反や民間企業等との癒着の防止のため、各研究者に活動実施前、変更時及び定期（年1回）に利益相反の有無を自己申告させると共に、外部有識者を構成員に含む利益相反審査委員会（平成22年度3回開催）を随時開催し、透明性を確保している。
- (3) 医学研究上遵守すべき関連指針及びヘルシンキ宣言などが遵守されていることを審査するため、外部者を構成員に含む医の倫理委員会を随時開催し、透明性を確保している。
- (4) 教職員の行う営利企業等への兼業については、兼業審査委員会において、厳格な審査を行っており、平成22年度は50回開催、審査件数542件であった。
- (5) 事象が起こった場合はつぎの体制をとっている。

- i) 委員会設置又は複数担当者を指名し、本人及び関係者からの事情聴取、その他関係調査により情報収集を行うと共に、執行部（研究科長、副研究科長、専攻長、評議員、事務部長）において処理方法（処分を含む）を立案し、必要に応じて教授会の審議を経て研究科長が決定する。
  - ii) マスコミ対応は、本部広報課と調整し、広報課又は医学研究科副研究科長（広報担当）または当該事象関係教員を窓口として一本化する。
  - iii) 当該事象について教授会に報告・研究科内通知により再発防止に努めると共に、研修、教育の機会を設ける。
- 2.2.4 東日本大震災の安否確認
- (1) 平成 23 年 3 月 17 日の本部からの指示により、安否確認を行った結果、学部学生（757 名）については、4 月 6 日、大学院生（77 名）・教職員（666 名）については 3 月 24 日に安否確認ができた。
  - (2) 安否確認の方法は、授業の出席情報、メールにより照会し、未回答者に対しては事務部門及び各研究室から電話にて行った。

### 3. 危機管理施策の計画・検討

#### 3. 1 災害について

- (1) 所定の医学部構内用備蓄食糧と防災資材を医学部D棟1室と倉庫に保管している。
- (2) 長期停電に対応できるように、非常用電源設備（自家発電装置）の増設計画を検討しており、平成 25 年 3 月を目標に増設計画を立案する予定である。最大の課題は実行のための予算措置である。
- (3) 電子情報・通信は分野単位で管理しているため、分野ごとに状態が異なり、医学研究科全体としての計画はまとめていない。

#### 3. 2 学生の事故について

つぎのとおり計画・検討している。

- (1) 新入生ガイダンス時及び特別プログラム実施説明時に引き続き注意喚起を行う。
- (2) 学研災等の保険への加入について引き続き勧める。

#### 3. 3 不祥事について

- (1) 学生が臨床実習で学外病院等に出るため、自覚を促すべく「誓約書」を提出すること等を検討している。
- (2) 新入生ガイダンス時及び特別プログラム実施説明時に引き続き注意喚起を行う。

### 4. 危機管理上の課題と方策

- (1) 経験した様々な事案により得たノウハウを整理、蓄積し、後の参考とする。
- (2) 配置職員数が少ないため、事件・事故対応や危機管理担当の職員が足りない。特に学生へのカウンセリングの充実などの不祥事を未然に防ぐための体制整備には職員

が足りない。また、現状では、事案が発生した場合の対応には本来の業務以外に相当な時間を必要とし、超過勤務時間数が激増する。

- (3) 学生会館（24 時間利用可）の時間外における安全確保（例えば防犯カメラの設置、警備員の巡回、学習室への入室管理（学生証認証システム））について、検討中であるが、予算や学生活動への制限などの問題がある。

## 5. 本部への要望

つぎのことが挙げられている。

- (1) 生じた事象によって本部所掌掛が異なり、関連掛との調整が本部内で行われなため、何力所にも連絡することがある。危機管理に関する本部窓口を一本化して、連絡、相談、判断、報告が容易にできるようにすること。
- (2) 低廉化のため、災害時用備蓄食糧・飲料水を本部で纏めて購入すること。
- (3) 学生関係については、部局から本部への連絡体制（時間外を含む）が不明確であること及び全学的な処分対象となるもの以外についても部局からの相談体制を整備すること。

## 【部局の取組 — 農学研究科・農学部】

### 1. 危機管理の基本方針と管理体制

#### 1. 1 基本方針

危機管理に関する基本方針は次のとおりであり、現在作成中の「農学研究科・農学部の危機に係る管理計画」に定められる予定である。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 教職員・学生等の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 財産の保護に努める。
- (4) 教育、研究活動の継続又は速やかな再開に努める。

#### 1. 2 管理体制

専攻、学科及び事務部への影響範囲に従い、3つの危機レベル（単一の専攻、学科及び事務部内の危機で、構成員への影響が比較的小さく、当該専攻長、学科長及び事務部長が対応するレベル1、複数の専攻、学科及び事務部内で同時に発生する危機または単一の専攻、学科及び事務部内の危機で、構成員への影響が比較的大きく、安全担当副研究科長、当該専攻長、学科長及び事務部長が総合調整のうえ対応するレベル2、研究科・学部の広範囲にわたって発生する甚大な災害や事故などの危機で、構成員への影響が非常に大きく、研究科長・学部長が対応するレベル3）に応じた管理体制が定められている。

#### 1. 3 緊急連絡体制

次のとおり、2種類の緊急連絡網が敷設されている。

### 1.3.1 平日昼間の連絡体制

- (1) 危機が発生すれば、担当課に第一報が入るので、担当課は、事務部長及び危機内容に対応する関係各課に連絡する。
- (2) 事務部長は、関係各課と協議のうえ、仮の危機レベルを決めた後、危機内容及びレベルに応じて、研究科長・学部長、副研究科長、関係専攻長、関係学科長、全学学生生活委員会委員等に連絡し、対策本部（研究科長室等）に緊急で参集し、現状把握、危機レベルの決定、危機に対する対応を協議する。

### 1.3.2 平日夜間、休日の連絡体制

- (1) 危機が発生すれば、まず総務課長に第一報が入るので、総務課長は、事務部長及び危機内容に対応する関係各課に連絡する。
- (2) 1.3.1 項に同じ

## 2. 危機管理施策の実施

### 2.1 これまでの危機管理事象

#### 2.1.1 災害

平成23年3月11日、仙台空港付近にいた学生の津波被災事案について、すぐさま部局対策本部を設置し、リスク管理担当課及び学生センターに報告するとともに、13日に教員1名を現地に派遣、家族と共に捜索にあたった。その後家族を通して安否の連絡を受ける。

#### 2.1.2 事故

- (1) 平成22年11月、タイで研究中の研究員が森林観測作業用の塔から転落し重傷を負った事故に対して、すぐさま事故対策本部を設置し、研究員の家族と共に教員1名を現地に派遣、緊急事故支援業務を委託している日本アイラック株式会社の担当者やタイのカセサート大学及び東京大学の共同研究者と共にその救援活動と諸対策にあたる。タイでの緊急手術、ICU治療を経て京都大学医学部附属病院に搬送し治療措置を受けると同時に労働災害認定の手続を取る。再発防止のため国内外を問わず観測塔を用いた高所作業を伴う研究活動時の安全管理対策を講じた。
- (2) 平成23年5月、実験設備のドラフトチャンバーにつながる配管からの漏水事故に対して、原因を究明し、より劣化の少ない金属製の配管に交換した。

#### 2.1.3 不祥事

平成20年4月以降に生じた学生に係る刑事事案（3件）について、学部／研究科内で設置した調査委員会による調査、及び教授会での審議を経て処分案を決定した。（1件は手続き中）

### 2.2 危機管理の具体的施策

#### 2.2.1 災害



「北部構内消防計画」を策定するとともに、研究科長を委員長とする農学研究科防火・防災委員会を設置し、防火・防災に関するつぎの施策を実施している。

- (1) 防火・防災訓練を実施している。平成 23 年度に 5 月 25 日と 12 月 21 日の 2 回実施し、参加人員は 5 月 25 日が 25 名、12 月 21 日が 80 名である。
- (2) 各構成員に対して、主要建物の避難経路及び消火設備・A E D・避難器具等の設置場所を示した図面を農学研究科／農学部ホームページに公開している。
- (3) 部局の全構成員（約 3,000 名）に S S C（Safety Support Card：安心安全カード）を発行し、危機事象発生時の連絡先を 1 枚のカードに収めて、初期通報の迅速化を図っている。

### 2.2.2 事故

農学研究科環境・安全・衛生委員会を設置し、環境保全及び安全衛生に関する施策を次のとおり実施している。

- (1) 環境・安全・衛生委員会の下に環境安全小委員会、化学物質管理小委員会、省エネルギー小委員会を置き、きめ細かな危機管理施策に努めている。
- (2) 「安全の手引き」、「毒物及び劇物の取扱について」等の冊子を作成し、毎年研究室（86 研究室）や学生に配布して、実験・研究に対する心得を教えている。
- (3) 実験排水を排出する 4 棟の建物について、「実験排水水質異常警報発生時の連絡網」を作成し、異常発生時には都度原因の究明、注意喚起を行っている。
- (4) 衛生管理者を 4 名、衛生管理補助者を専攻毎に選任し、毎週 1 回定期的に安全巡視と巡視結果に基づく改善を実施し、チェックリストによる記録を行っている（巡視による改善事例は平成 22 年度 154 件、平成 23 年度 301 件）。
- (5) 安全衛生法施行令第 15 条で義務付けられている危害防止が必要な機器（局所排気装置、遠心機器、圧力容器等）の自主点検を実施（年 1 回）し、記録を保存している。平成 22 年度は 519 機の機器の点検を行い、結果はその場で改善したものが 15 機、改めて改善を要したものが 7 機であった。

### 2.2.3 学生の事故

- (1) 学生に対しての事故に関するリスクについて次のとおり周知している。

#### ①周知項目

実験・実習中の事故、一般生活上の災害等、海外渡航中の事故、交通（自転車）事故、飲酒による事故、学内における不審者対応等

#### ②周知方法

「学生便覧(学修要覧)」・「安全の手引」等印刷物周知、掲示、クラシス、研究室内周知、新入生・在学生ガイダンス、HP、S S C

- (2) 学生教育研究災害傷害保険の学生への加入については、入学時ガイダンス時及び在学生ガイダンス時における説明及び特定のインターンシップや実習科目の受講によっては、加入を条件とする等の促進をしていることもあり、加入率は上って

いる。ただし、入学時に、大学生協連合会が行っている学生総合共済制度（保険料は割高になるが、学研災の補償内容を上回っている）に加入している者もいるので、100%の加入は難しい。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（対前年度比）
学部入学生	80%	73%	86%（+13ポイント）
修士入学生	55%	55%	73%（+18ポイント）
博士入学生	56%	40%	49%（+9ポイント）
合 計	67%	61%	77%（+16ポイント）

(3) 学生の安否に関する確認体制、救援活動の体制、事故後の関係先への連絡体制及びマスコミへの対応体制は、次のとおりである

- i) 学生の安否に関する確認体制は、大災害等の場合は1～3回生については、学年(クラス)担任から確認を行うとともに、クラス一斉メールにより確認を行う。確認が取れない学生については、担任が保護者に連絡を取り確認し、学部4回生、大学院生については、指導教員が安否をそれぞれ確認し、教務掛へ報告する。個別の事故・事件等の場合は、指導教員や学年(クラス)担当、教務掛へ連絡があり、教務掛で取りまとめ、対策本部等へ報告する。
- ii) 死亡、重態等の事件・事故については、連絡があり次第、対策本部（構成員：研究科長、副研究科長、全学学生生活委員会委員、関係学科(専攻)長、指導教員または学年(クラス)担任、各課長、総務掛長、教務掛をメンバーとする）を設置するとともに、関係教員を現地に派遣する。
- iii) 各方面への協力要請は対策本部等で検討し、研究科長等が行う。海外渡航時の事故については、契約を結んでいる「日本アイラック」へ現地での情報収集・現地各機関への調整・旅行保険関係の対応等を要請する。
- iv) マスコミ等への対応は、本部と調整をとり、研究科長、事務部長が行う。

#### 2.2.4 不祥事

- (1) リスクの予防策としての学生、教職員への啓発活動はつぎのとおりである。
  - i) 学生に対しては「学生便覧(学修要覧)」、掲示、クラス、研究室内周知、新入生・在学学生ガイダンス、HP等による啓発活動に加えて、平成22年度から、新入生ガイダンス時に薬物乱用に関する啓発DVDを上映している。
  - ii) 教職員に対しては、不祥事発生の際に都度教授会等に報告し、再発防止のための注意喚起をしている。
- (2) 学生の不祥事が発生した場合の対応はつぎのとおりである。
  - i) 調査委員会（研究科長、副研究科長、全学学生生活委員会委員、指導教員、事務部長、教育研究協力課長で組織）が本人に対する事情聴取の後、処分案を作成して、教授会で審議のうえ、部局長が決定して総長へ上申する。

- ii) 関係先との対応としては、警察・家族へは総務部、マスコミへは学務部と連携して調査委員会が担当している。
  - iii) 再発防止を図るべく、研究科会議等で事件の報告を行い、それぞれの指導教員からの研究室等の学生に対する注意喚起と指導を依頼するとともに、処分確定後、改めて学生へ掲示、クラス、研究室周知により、注意喚起を行い、次年度新入学時に、新入生ガイダンス、在学生ガイダンスにおいて注意喚起を行う。
- (3) 教職員の不祥事が発生した場合の対応はつぎのとおりである。
- i) 本人及び関係者への事情聴取と処分案の作成は調査委員会で行い、部局長に報告する。部局長は、調査委員会からの調査結果及び処分案を受けて、懲戒処分相当である場合には研究科教授会に諮り必要により総長へ上申し、嚴重注意等が相当である場合には、自ら行う。
  - ii) 関係先への対応として、逮捕された場合は速やかに逮捕事実を研究科長、副研究科長及び本部（職員課及び広報課）に報告する。逮捕以外の不祥事の場合は、事象を研究科長に報告し、調査委員会を設置する。調査委員会の結果を、職員課に「事件・事故報告書」として報告する。マスコミへの対応は部局の総務課及び広報担当副研究科長が行うが本部で対応することもある。

#### 2.2.5 東日本大震災の安否確認

- (1) 平成 23 年 3 月 17 日の本部指示の前から、安否確認を行った結果、学生（学部生 1,345 名、大学院生 936 名）については、4 月 22 日、教職員（約 650 名）については 3 月 17 日に安否確認ができた。
- (2) 安否確認の方法は、学生については、クラスによる情報提供依頼、指導教員・（クラス）担任・教務掛等による電話等確認、ガイダンス等の出席状況・履修登録状況確認により行い、教職員については 3 月 11 日と 3 月 14 日にメールにより照会し、未回答者に対しては事務部門及び各研究室から電話にて行った。

#### 2.2.6 海外調査・研究時における危機管理支援システムの導入

教員、大学院生等の海外調査・研究時、留学時の緊急事故に対応（①研究科（対策本部）に対する事故処理対応の支援、②教員、学生等（渡航者）への緊急時支援、③事故対策費用に対する補填、④学生の弔意見舞金に係る補填）できるよう民間の危機管理システムに加入している。

### 3. 危機管理施策の計画・検討

#### 3.1 災害について

- (1) 備蓄食糧及び防災資材については、本部の基準（食糧の場合、教職員の 30%の 3 日分）に基づき、北部構内での災害に備えて、北部構内全部局（4 部局）が利用できる食糧及び防災資材を理学研究科に備蓄している。備蓄内容については、各種ご飯類、缶詰、即席みそ汁、ビスケット、チョコレート、スプーン、皿、ペッ

トボトル水、レスキューセット、毛布、簡易トイレなどである。

(2) 事業継続、早期復旧の応急対策について、優先順位を次のとおり決めている。

- ①学生・教職員及び関係者の安全を確保する。
- ②地域住民の安全を確保する。
- ③事業継続を確保する。
- ④学術的な貴重資料を保全する。

(3) 農学研究科における情報関係の管理を行う情報技術室（教員1名、職員1名）を設置し、情報セキュリティ関係では、農学研究科情報セキュリティ・システム委員会が情報セキュリティに関する施策をつぎのとおり検討・実施している。

- i) 京都大学情報セキュリティポリシー実施手順書（農学研究科版）を作成し、安全で安定した情報基盤と情報環境の構築に努めている。
- ii) サーバーに保存されている電子情報は定期的にバックアップをとり、安全に管理している。

(4) 教育・研究活動において野外活動が必要となる分野等があり、野外活動中の気象の変化、野生の動植物の危険、地震・津波などの自然災害による事故が危惧されるため、山野・河川・海岸・海上における教育・研究活動中の安全衛生管理・事故防止についての指針の作成を現在検討中である。

### 3. 2 学生の事故

つぎのことを計画・検討している。

- (1) 海外研究中の伝染病予防のための講習会の開催
- (2) ガイダンス等での不祥事に対する指導強化

## 4. 危機管理上の課題と方策

- (1) 危機管理上、北部構内の農学研究科・農学部エリアにおける事件・不祥事等の未然防止に関する更なる取組みを検討しているが、財政面が課題である。
- (2) 危機管理に係る教職員・学生の個人意識を向上させることが課題である。
- (3) 山野・河川・海岸・海上における教育・研究活動中の安全衛生管理・事故防止について、指針の作成が課題である。

## 5. 本部への要望

つぎのことが挙げられている。

- (1) 様々な危機管理に係る教職員・学生の意識を高める研修等の定期的実施すること。
- (2) 危機管理対応窓口を集約化すること。
- (3) 全学としての重点的な構内パトロール（特に夏季の夜間・深夜帯）を実施すること。

### Ⅲ. 監事意見

#### 1. 優先順位を付けた計画的な取組

**【危機管理に関する取組は多岐にわたるものであり、優先順位を付けた計画的な取り組みが必要である。】**

京都大学においては平成 23 年 11 月に危機管理規程を制定（基本方針、定義、総長・理事・部局長・教職員の責務、危機管理委員会、危機レベルの決定、事後措置等を定めている。）し、全学的な危機管理体制の整備を図っている。

平成 19 年度に危機管理分析が行われているが、本部として対応すべき危機は、大分類で 8 種類、想定される危機は 96 項目の多岐にわたっている。このような多岐にわたる危機管理に関する取り組みを実効あるものとしていくためには、危機管理項目に優先順位をつけ、優先度の高い危機管理項目（危機管理分析によれば、地震・風水害等、火災・爆発等、知的所有権侵害など）から実行年度を定め、計画的に取り組むべきである。取り組む危機管理項目については、内部統制（統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、モニタリング）の仕組の構築を前提にして計画的に取り組んでいくことが必要である。内部統制の仕組は、京都大学において「競争的資金等の不正防止計画」や「情報セキュリティ基準」などの仕組に取り入れられ、既に学内で実行されてきている。優先度の高い危機管理項目でこのような仕組を構築していけば、マネジメントの仕組の中に内部統制の仕組も内包され、おのずから他の危機管理項目についても同様の仕組が構築されていくものと考えられる。

また危機管理に関する取組は本部の総務部、学務部、施設部等及び各部局が連携して取り組まなければその実効が図れない。まず危機管理の責任部門（組織）を明確にし、窓口の一元化を図るとともに、関係各部門及び部局が一体的に取り組むような体制を構築することが必要である。さらに責任部門のみならず担当する各本部部門及び各部局が危機管理計画を確実に実行しているかをフォローし、危機管理計画が確実に実行され、全学的な危機管理が推進されていくように努めていくことが必要である。

さらに、大学の国際化の進展とともに外国人研究者や留学生が増加してきており、危機管理に関する取組においては外国語での対応も整備するとともに訓練も実施し、外国人研究者や留学生に対する危機管理の取組を効果的に実行していくことが必須となってきた。

#### 2. モデル部局の危機管理施策の横展開

**【危機管理のモデルとなる部局における取組を全学の取組として展開していくことが必要である。】**

危機は各部局の現場において発生する。また危機は発生時の対応とともに危機を発生させない対応策の実行が重要である。危機が発生する可能性の高い部局においては、万一危機が発生した時には即時に対応できるよう施策が準備され実行されている。危

機に備えることが危機の発生を未然に防いでいることにもつながっているのである。

たとえば、東南アジア研究所、アジア・アフリカ地域研究研究科、地域研究統合情報センター、アフリカ地域研究資料センターの4部局は合同で教職員及び学生の危機管理にあたっている。いずれの部局も海外渡航の多い部局であり、海外における病気や事故に対する取組が部局の重要事項となっている。上記4部局は合同で「部局災害等危機管理計画」（平成19年9月策定）、「緊急対策マニュアル」（平成19年9月作成）、「海外連絡事務所危機管理計画」（平成20年9月策定）、「海外渡航緊急連絡先届」を作成し、教職員に発生する危機に対応できる体制を整備しており、万一海外における病気や事故が発生すれば、直ちに部局長及び部局事務長の下で緊急対応可能な体制が整えられている。実際に海外で病気や事故が発生した時には、危機管理体制が発動され、危機管理発生時の研究者・学生への対応が有効に機能している。このような取組は未然に病気や事故を防ぐことにもつながっている。このような事例は危機管理のモデルになるものであり、当モデルを全学に展開していけばより充実した危機管理に関する取組に繋がっていくものと考えられる。

### 3. 状況の変化に対する危機管理計画の柔軟な対応

**【危機管理に関する基本的な考え方や計画は堅持しながら、危機管理に関するさまざまな状況の変化には柔軟に対応していくことが必要である。】**

危機管理に関する取組のためには、危機管理の基本方針の策定や危機管理推進組織の構築とその運営、情報伝達、事後報告などさまざまな具体的施策が実行されなければならない。危機管理に関する施策を実行していくプロセスにおいて事情の変化が発生し、計画の変更を迫られることが発生する。こうした事態に臨機応変に対応する柔軟な行動が求められる。そのためには危機管理項目ごとに実行されなければならない事項を整理し、標準的な危機管理マニュアルを準備し、各部局の状況に応じて危機管理マニュアルを作成していくことが必要である。また危機管理においては、危機発生時に即時に対応行動が起こされなければならない。そのためには危機管理マニュアルが実践的なものとなっていなければならない。部局で作成された危機管理マニュアルに基づく訓練を実施し、実施した訓練の経験からさらに実践的な危機管理マニュアルに再整備し、より実践的な危機管理マニュアルが準備されることが必要である。こうした努力が危機発生時に効果的な行動に結びつくものとする。

たとえば、京都大学で食料、飲料水など緊急時に必要な食糧等の備蓄が行われている。東日本大震災で被災した大学へ京都大学から食糧等の備蓄品が支援された。当然京都大学においては食糧等備蓄品が不足することになる。食料等備蓄品の補充を総務部が財務部と折衝中で来年3月までには補充される見込みであるが、12月の監事監査の実施時期までにその補充が行われていない。災害は何時起こるかわからず、不足した食糧等備蓄品相当分は早急に補充されなければ備蓄の意味はなく、早急な補充がな

されるようなアクションが起こされなければならない。食糧等備蓄品の補充は危機管理上常に行われていなければならないが、備蓄も通常業務の進め方で進められており、未だ補充が行われていない。食糧等備蓄品の支援という事態の変化に対応した柔軟な対応行動が求められる。

#### 4. 危機予防策の立案実施

**【危機管理に関する方策として、危機発生時の対応策とともに危機予防策を立案・実施することが必要である。】**

危機管理に関する方策としては、危機発生時の対応策とともに危機発生を予防する方策が必要であり、両施策を一体的に実施することが求められる。

すでに京都大学においては、危機発生を防止するため「京都大学教職員就業規則」等各種の就業規則、「京都大学における個人情報保護に関する規程」「京都大学における公益通報者の保護等に関する規程」「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程」「京都大学における競争的資金等に関する適正管理に関する規程」「京都大学における安全保障輸出管理に関する規程」等多くの規程が定められている。また「競争的資金等不正防止計画」や教職員及び学生の不祥事防止に関する各種研修、消防訓練、AED講習会、防犯講習会、化学物質取扱従事研修、組替えDNA実験研修、有機溶剤等研修など労働安全衛生に関する各種研修、耐震工事など多岐にわたる危機発生を予防する方策が推進されている。さらに「安全衛生管理指針」「研究費使用ハンドブック」「情報セキュリティポリシー実施手順書」「安全の手引き」「毒物及び劇薬の取扱いについて」「学生便覧」「ホームページにおける各種の注意喚起」など多くのハンドブックが作成され、啓発がなされている。危機管理の推進には、これらの多様な規程、研修、ハンドブックを危機単位に危機予防策としてとりまとめ、危機発生時の対応策とともに一元的に実施することが効果的である。

たとえば「競争的資金等不正防止計画」に沿って「研究費使用ハンドブック」が作成され、教職員に周知徹底され、不正防止に大きな役割を果たしている。「研究費使用ハンドブック」には、会計職務の権限体制、契約制度、禁止事項、給与・謝金、旅費、物品購入等の発注・検収、立替払い、競争的資金等の使用ルール、不正使用に関する処分、相談窓口、通報窓口、競争的資金等不正防止計画など研究費使用に関する不正防止策が総合的にまとめられ、教職員に周知徹底されている。こうした努力が他の危機に関しても展開され、危機発生時の対応策とともに危機予防策を総合的に取りまとめ、教職員に周知徹底していくことが望まれる。特に不祥事に関する予防策については、学内におけるこれまでの事例（措置も含め）を取りまとめ、全学に周知徹底し、不祥事の予防に結び付けていくことが必要である。

京都大学の危機管理としては、現在危機管理に関する施策としてまとめられつつある危機発生時の対応策とともに危機予防策を取りまとめ、全学で総合的な危機管理に関する施策を推進していくことが最も効果的であると考えます。